

## 日野町移住・定住促進住宅整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、日野町移住・定住促進住宅整備費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、日野町補助金等交付規則（昭和45年日野町規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 日野町空き家情報に登録された住宅をいう。
- (2) 空き家所有者 日野町空き家情報に登録された空き家に係る所有権または賃貸もしくは売却を行うことができる権利を有する者及び空き家所有者から委任を受け、空き家所有者の代理として管理を行う者をいう。
- (3) 若年世帯 中学生以下の子どもを扶養する世帯または、いずれか一方の年齢が40歳未満の夫婦世帯をいう。

### (交付目的)

第3条 本補助金は、本町に定住する目的で住宅（空き家を含む）を新築、購入または改修する場合、及び空き家所有者が移住者または若年世帯へ貸し出しを目的に改修を行う場合に、その住宅の新築、購入又は改修に必要な費用の一部を助成することにより、若年世帯や移住者の定住促進を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、補助対象者が入居者本人である場合は本補助金交付後に5年以上（日野町地域おこし協力隊員の場合は任期中とする）本補助金適用住宅に居住すること、また、補助対象住宅が空き家である場合は、本補助金交付後5年間は本補助金適用住宅を日野町空き家情報に登録し、移住者または若年世帯に貸し出すこと（売却不可）を条件とする。

- (1) 3年以上日野町外に居住しており、日野町内に転入を予定している者または転入後3年が経過していない者
- (2) 若年世帯にあたる者
- (3) 空き家所有者で移住者または若年世帯を受け入れるために改修を行う者
- (4) その他町長が特別に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象としない

- (1) 市町村税等に滞納のある者

- (2) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者及びその者と同一世帯（同居）である者
- (3) この要綱による補助金の交付を受けた住宅で、交付後5年間を経過していない住宅

（補助対象事業）

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、平成30年8月1日以降に実施する居住するために整備する住宅の新築、購入又は改修を行う事業及び、空き家所有者が移住者または若年世帯を受け入れるために空き家の改修を行う事業であって、本補助金の交付を受けた年度末までに完了する事業とする。

- 2 対象となる住宅は申請者本人が居住するために整備する住宅とする（空き家で所有者が申請する場合は除く）。
- 3 次の事業は補助事業の対象外とする。
  - (1) 土地の購入費用
  - (2) 宅地の造成費用
  - (3) 住宅の解体費用（改修する場合の部分的な解体を除く）
  - (4) 居住する住宅以外の建築、購入または改修に要する費用
  - (5) 登記費用、その他事務手続きに要する費用
  - (6) 新築・購入費が50万円以下、改修費が30万円以下の軽微な事業
  - (7) 上下水道の加入負担金
  - (8) 機械設備等の性能向上及び更新のみを目的とした事業
  - (9) 申請した年度内に実績報告の提出が見込めない事業
  - (10) 本補助金の交付決定以前に着手した事業
  - (11) 改修の場合、町内に営業所を有しない業者が施工したもの
  - (12) その他町長が対象外であると判断したもの

（補助金の額等）

第6条 町長は、補助対象者に対し予算の範囲内において本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。ただし、本補助金額の上限は次のとおりとする。
  - (1) 補助対象者が「若年世帯」の場合 上限150万円
  - (2) 上記以外 上限100万円

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、日野町移住・定住促進住宅整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 入居予定者全員分の住民票の写し（対象住宅が空き家で所有者が申請する場合は不要）
- (3) 新築・購入・改修に関する工事内容がわかる書類  
（①建設工事契約書、②見積書、③工事内訳書、④設計図面、⑤改修の場合は工事予定箇所の現況写真）
- (4) 空き家売買・賃貸借契約書等の写し（所有者が申請する場合は不要）
- (5) 空き家改修で申請者が入居者の場合、改修に関する所有者承諾書（様式第3号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、日野町移住・定住促進住宅整備費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、日野町移住・定住促進住宅整備費補助金変更等承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助金額の2割以内の減額は軽微な変更とみなし、変更承認申請を必要としない。

（交付決定の変更）

第10条 町長は、交付決定者から前条の規定による補助金の交付決定の変更又は取消を決定したときは、日野町移住・定住促進住宅整備費補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、交付対象事由が完了したときには、速やかに完了届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、日野町移住・定住促進住宅整備費補助金実績報告書（様式第8号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 新築・購入・改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収証の写し
- (2) 新築・購入・改修後の状況を確認できる写真

(3) 入居者全員のうち、交付申請時に日野町内に住所を有していなかった者が新たに日野町内に転入したことを証明する住民票（ただし、交付申請時に該当する者がいた場合のみとする。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

#### (補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、日野町移住・定住促進住宅整備費補助金確定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

#### (補助金の請求)

第14条 交付決定者は、前条の規定により補助金確定通知を受けたあと、速やかに日野町移住・定住促進住宅整備費補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、概算払により補助金等を交付しようとする場合においては、あらかじめその旨を補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 補助金の交付決定を受けた者は、前項の通知を受けた場合、交付決定額の範囲内で概算払請求書（様式第10号）により請求することができるものとする。

#### (補助金の交付)

第15条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

#### (補助金の返還等)

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請等に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(2) 補助対象者が入居者本人で、本補助金交付後5年以内（日野町地域おこし協力隊員の場合は任期途中）に本補助金適用住宅から転居したとき。

(3) 補助対象者が空き家所有者で、本補助金交付後5年以内に本補助金適用住宅を日野町空き家情報から登録抹消し、また売却したとき。

(4) 誓約書に記載された事項に違反があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の確定があった後においても適用する。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、日野町移住・定住促進住宅整備費

補助金返還命令書（様式第11号）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、返還を求める金額は、別表のとおりとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 4 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年10月1日以降に着手した物件について適用する。

附 則（平成30年8月1日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

（日野町移住者向け住宅整備費補助金交付要綱の廃止）

- 2 日野町移住者向け住宅整備費補助金交付要綱（平成26年9月5日制定要綱第12号。次項において「旧要綱」という）は廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際、旧要綱に基づき実施した事業の補助金交付後の要件については、この要綱に定める要件を適用することとする。

4 第4条第2項第3号の規定にある経過年数には、要綱改正前のこの要綱による補助金及び旧要綱の交付を受けてから経過する年数を含むものとする。

5

別表（第16条の3関係）

返還理由	完了日からの経過年数	返還金額
第16条第1項(1)に該当した場合	問わない	補助金額の100%
第16条第1項(2)、(3)、(4)のいずれかに該当した場合	1年未満	補助金額の100%
	1年以上2年未満	補助金額の80%
	2年以上3年未満	補助金額の60%
	3年以上4年未満	補助金額の40%
	4年以上5年未満	補助金額の20%
第16条第1項(5)に該当した場合	問わない	町長が必要と認めた額

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

日野町長 殿

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

年度日野町移住・定住促進住宅整備費補助金交付申請書

年度において標記交付金を下記のとおり受けたいので日野町補助金等交付規則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付対象事業名 年度日野町移住・定住促進住宅整備費補助金
- 2 交付申請額 円
- 3 事業内容 別紙1のとおり
- 4 添付書類
  - (1) 誓約書(様式第2号)
  - (2) 入居予定者全員分の住民票の写し
  - (3) 新築・購入・改修に関する工事内容がわかる書類の写し  
(①建設工事契約書、②見積書、③工事内訳書、④設計図面、  
⑤改修の場合は工事予定箇所の現況写真)
  - (4) 空き家売買・賃貸借契約書等の写し(所有者が申請する場合は不要)
  - (5) 空き家改修の場合、改修に関する所有者承諾書(様式第3号)
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(別紙1)

日野町移住・定住促進住宅整備費補助金計画書

1 事業の内容

補助事業の区分	新築 ・ 購入（新築・中古） ・ 改修
補助対象者の区分	移住者 ・ 若年世帯 ・ 空き家所有者
補助事業を実施する場所	日野町 番地
空き家の場合所有者氏名及び住所	(氏名) (住所)
契約（予定）年月日	年 月 日
入居（予定）日	年 月 日
事業の内容	
住宅の新築・購入・改修に要する経費	円
補助金交付申請額	円
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
施工（仲介）業者	

2 収支予算

(収入)

(単位:円)

項目	金額	備考
補助金		
その他		
計		

(支出)

(単位:円)

項目	金額	備考
計		

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

日野町長 殿

申請者 住 所

氏 名 印

連絡先

### 誓 約 書

私は、日野町移住・定住促進住宅整備費補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。万一違反があったときは、速やかに町長に報告するとともに、日野町移住・定住促進住宅整備費補助金交付要綱第16条の規定に従い、補助金を返還します。

1. 日野町外に3年以上居住しており、日野町内に転入を予定しているまたは転入後3年を経過していません。
2. 当該住宅を新築・購入・改修後速やかに入居し、本補助金交付後5年以上（日野町地域おこし協力隊員は任期中）本補助金適用住宅に居住します。
3. 日野町が本申請において審査する際に必要な事項・内容について調査することを承諾します。
4. 申請書類の記載内容に偽りはありません。

（以下は、本補助金適用住宅が空き家で所有者が申請する場合）

5. 私は、本補助金交付後5年間は本補助金適用住宅を日野町空き家情報に登録し、移住者または若年世帯に貸し出すこと（売却不可）を承諾します。

年 月 日

日野町長 様

建 物 所 有 者 承 諾 書

(所有者)

住 所

氏 名 印

連絡先

(申請者住所)

(氏名)

(所有者との関係)

が、日野町移住・定住促進住宅整備費補助金を利用し、下記住所の空き家の改修を行うこと及び原状回復義務を免除することを承諾します。また、本補助金交付後5年間は、補助金の目的に反して使用し、交換し、貸し付け、取り壊し、売却し、又は担保に供することはなく、移住者が居住の用に供することを承諾します。

申請者が本補助金交付後5年以内に退去した場合においても、本補助金交付後5年間は下記住所の空き家を日野町空き家情報に登録し、移住者または若年世帯に貸し出すことを承諾します。

なお、当該事業における一切の権限を申請者に委任しますので、異議申し立ては一切行いません。

記

住宅の所在地 日野町

番地

番 号  
年 月 日

様

日野町長

年度日野町移住・定住促進住宅整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった日野町移住・定住促進住宅整備費補助金については、日野町補助金等交付規則（昭和45年日野町規則第20号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助金の額の確定は、今回交付決定額と、変更された場合は変更された額とのいずれか低い額とする。
- 4 補助事業実施者は、日野町補助金等交付規則及び日野町移住・定住促進住宅整備費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 5 上記4に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- 6 補助事業者は、この補助金にかかる帳簿を備え、補助事業についてその収入の額及び支出額を記載するとともに、その支出内容を証する書類を整備し、補助事業終了後の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 7 補助事業者は、要綱第11条の規定による補助事業の完了届を、補助事業完了後速やかに提出するものとする。

年 月 日

日野町長 殿

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

年度日野町移住・定住促進住宅整備費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた日野町移住・定住促進住宅整備費補助金について、次のとおり申請内容の変更（中止・廃止）をしたいので、日野町移住・定住促進住宅整備費補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付対象事業名 年度日野町移住・定住促進住宅整備費補助金
- 2 交付決定済額 円（対象事業費 円）  
変更承認申請額 円（対象事業費 円）  
差引額 円（対象事業費 円）
- 3 変更内容 別紙1のとおり
- 4 添付書類
  - (1) 新築・購入・改修に関する工事内容及び経費の詳細が確認できる書類（変更後）
  - (2) その他変更された事業内容がわかる書類

番 号  
年 月 日

様

日野町長

年度日野町移住・定住促進住宅整備費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付で申請のあった日野町移住・定住促進住宅整備費補助金の変更については、下記のとおり交付することに決定したので、日野町移住・定住促進住宅整備費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業の変更の内容は、年 月 日付の変更等承認申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容がさらに変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費（変更前）	金	円
（変更後）	金	円
補助金の額（変更前）	金	円
（変更後）	金	円
- 3 補助金の額の確定は、今回交付決定額と、変更された場合は変更された額とのいずれか低い額とする。
- 4 補助事業実施者は、日野町補助金等交付規則及び日野町移住・定住促進住宅整備費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 5 上記4に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

日野町長

殿

補 助 事 業 等 完 了 届

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた下記事業が完了したのでお届けします。

記

- 1 補助事業等の名称 年度日野町移住・定住促進住宅整備費補助金
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 完了年月日 年 月 日

様式第8号（第12条関係）

平成 年 月 日

日野町長

様

申請者 住 所  
氏 名

印

平成 年度日野町移住・定住促進住宅整備費補助金実績報告書

上記補助事業を実施しましたので、その実績を報告します。

#### 記

1. 事業名 平成 年度日野町移住・定住促進住宅整備費補助金

2. 添付書類

イ. 日野町移住・定住促進住宅整備費補助金実績書（別紙2）

ロ. その他

- （1）新築・購入・改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収証の写し
- （2）新築・購入・改修後の状況を確認できる写真
- （3）入居者全員のうち、交付申請時に町内に住所を有していなかった者が、新たに町内に転入したことを証明する住民票（ただし、交付申請時に該当する者がいた場合のみとする。）
- （4）その他町長が必要と認める書類

(別紙2)

日野町移住・定住促進住宅整備費補助金実績書

1 事業の内容

補助事業の区分	新築 ・ 購入 (新築・中古) ・ 改修
補助対象者の区分	移住者 ・ 若年世帯 ・ 空き家所有者
補助事業を実施する場所	日野町 番地
空き家の場合所有者氏名及び住所	(氏名) (住所)
契 約 年 月 日	年 月 日
入 居 日	年 月 日
事 業 の 内 容	
住宅の新築・購入・改修に要する経費	円
補助金交付申請額	円
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
施 工 業 者	

2 収支精算書

(収入)

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
補助金		
その他		
計		

(支出)

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
計		

様式第9号（第13条関係）

番 号  
年 月 日

様

日野町長

印

日野町移住・定住促進住宅整備費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった日野町移住・定住促進住宅整備費補助金については、下記のとおり確定しましたので、日野町移住・定住促進住宅整備費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1 確定金額 \_\_\_\_\_ 円

備考

- (1) 日野町移住・定住促進住宅整備費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この要綱の規定に違反した場合、補助金の使途が適正でない場合は、この決定の取り消しにより、町長の求めに応じ交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
- (3) この事業について、町長が必要な調査を行うときは調査に協力すること。



様式第 1 1 号 (第 1 6 条関係)

第 年 月 日 号

日野町移住・定住促進住宅整備費補助金返還命令書

住所  
氏名

様

日野町長

印

日野町補助金等交付規則第 2 3 条及び日野町移住・定住促進住宅整備費補助金交付要綱第 1 6 条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還すべき額 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 交付決定年月日及び番号 年 月 日 発日野第 号
- 6 補助金等の名称
- 7 補助年度 年度
- 8 補助金等の交付決定通知額 円
- 9 補助金等の既交付額 年 月 日 交付 円  
年 月 日 交付 円  
年 月 日 交付 円
- 計 円
- 10 補助金等の交付確定額 円